

第五十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第十号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 堂森 芳夫君

理事 神田 博君

理事 池田 誠治君

大坪 保雄君

齋藤 邦吉君

西岡 武夫君

石野 久男君

田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

通商産業省石炭局長

多賀谷眞稔君

佐々木秀世君

森谷 直藏君

井手 以誠君

中村 重光君

大橋 敏雄君

推名悦三郎君

中川理一郎君

西家 正起君

小松 国男君

芳明君

村松 寿君

佐藤淳一郎君

織田 季明君

真野 温君

藤谷 興二君

上野 洋君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

山本 成美君

自治省財政局指 導課長 龜谷 礼次君

参考人 (鉱害基金理事 天日 光一君)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

参考人 (産炭地域振興 事業団理事)

本日の會議に付した案件
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

○堂森委員長 これより會議を開きます。
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○多賀谷委員 昨日鉱害紛争の裁定問題について質問を若干続けておりましたところ、定足数不足で散会になりましたので、続けて質問をいたしたいと思います。

いよいよ、國が鉱業法の一部改正として、いわば鉱業基本法ともいえるべき法律の中で、鉱害紛争についての裁定制度を明確にした。しかるに、

その後今度出ましたところの法案によりますと、それをきわめて限定をしておるといふことはどうも私はふに落ちない点がある、こういうふうな解せざるを得ないのです。しかもこの鉱業法の審査というものは、鉱業法改正審議会まで設けて数年にわたってこの審査を続けてきた。そうして裁定制度というのを打ち出して、いわば迅速に処理をするために、紛争の円満なる解決をはかるために法律として教度にわたって国会に提出した。なるほどその法律は成立いたしましたけれども、いまだにたまたまの競合の問題で議會においていろいろ意見があつて成立しなかつたのですが、裁定問題については何ら異議がなかつた。それをわずかの期間を経て今度は別の法律で出された場合に制限をするということとはきわめて穩当を欠くのではないかと、こういうふうに考えるのですが、これは一体どういふように判断をされるか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○中川(理)政府委員 鉱業法改正にあたりましての紛争解決のための裁定事項につきましては経緯は、ただいま多賀谷先生がおっしゃつたとおりであります。新たな時点で私も今回の改正案で裁定事項を起す場合の政府内部の協議をいたしまして、関係の向きといたしましては、相談をしたわけでございます。本来鉱害紛争のようない私法的な当事者間の紛争の解決は司法機関である裁判所にゆだねられるべきものであるという本筋はやはり変わらない。したがって、行政機関の裁定による紛争の解決というものは、公共的な政策遂行上特に簡易迅速に解決しなければならぬものである場合に限って限定的に認められるべきものであるという了解に相なつたわけでございます。今回の裁定制度もこのような見地から、裁定の対象となるべき鉱害紛争を総合的、計画的な

鉱害復旧促進の見地から、通商産業大臣が指定した地域内に生じている紛争等に限って設けるといふことにしたのはその次第でございます。ただし、この場合の地域の指定は鉱害問題が地域的に深刻なものとなつており、早急に復旧基本計画を作成して復旧しなければならぬ地域に限られますが、具体的には従来鉱害復旧事業団を設立するものとして指定されておりました地域、これを指定することに相ならうと考えておりますので、実体的には必要な紛争解決手段としての裁定には実害はない、かように私も判断をいたしましたわけでございます。

○多賀谷委員 鉱業法の場合の紛争解決というのは石炭だけではないでしょう。
○中川(理)政府委員 そのとおりでございます。

○多賀谷委員 しかもこの紛争というのは、本法が書いておりますような制限も何もない。要するに賠償制度というものは裁判に不當だといふ問題はありますけれども、迅速に処理をしなければならぬという面から見ると非常に不適当だ。ですから、ある中間的な審査会を設けて行政的にピリオドを打とう、こういう制度じゃないかと思う。でありますから、その制度に非常な条件をつけるというのはいさぎよくおかしなことじゃないか、こういうふうに私は思ふわけです。これはやはり同じ内閣が出した法案です。佐藤内閣でなかつたですか、池田内閣でなかつたか、何にしても自

民党内閣であることは間違いないので、わすか一、二年のうちに方針が変わる、ことに裁定制度というふうなものの方針が変わる、というのは、何も鉱害紛争だけの問題にとどまらないと思ふのです。ですから私は、少なくとも法制局を呼んでいただいて、一体どういふ方針で法律を出すのか、これをひとつぜひお尋ねしたい。ですから委員長におかれては、法制局長官をひとつ呼んでも

らしい。

○堂森委員長 多賀谷委員の申し出をそのように実行いたします。

○多賀谷委員 続いて質問をいたしますが、条文の解釈はあと回しにいたしまして、昭和四十一年度には石炭鉱業審議会が答申を出してある。その中で、鉱害につきましては、「昭和四十二年度から昭和四十六年度までの五ヶ年を計画期間とする鉱害復旧長期計画を策定し、おおむね、この期間内に、不安定鉱害の安定をまつて処理すべき一部の有實力安定鉱害を除き、その他の安定鉱害の処理を完了する。」というように答申しておられるわけですが、この答申に対しては、政府は責任を持って実行すると言っておられるわけですが、現実そのような方向にいつておられるかどうか、これをお聞かせ願いたい。

○中川(理)政府委員 鉱害復旧に關しましては、石炭鉱業審議会の答申、ただいま多賀谷先生述べられたとおりでございます。私もとしましては、この趣旨に基づきまして鋭意努力をいたしておるわけでございます。かつまた、予算的に見ましても毎年相当量の増額をして企業規模の拡大をいたしておられるわけでございますが、五年間に完全に答申どおりのことを実施し得るかどうか、目下この長期計画の策定について検討をいたしておられるわけでございますが、率直に申しまして残存鉱害量を大幅にかみつかんだ状況で考えましても、この期間に完全に答申どおりの処理をなし得るかどうかというところには若干の問題があるやうなふうで考えております。もともと法律そのものが時限的な定めにならなっておりますので、いまの法律で考えます限りこの期限内に完了したいという努力はいたしておりますが、率直に見通しを申し上げますと若干のものが残るといふ感じがいたします。そうなりますと、形式的にと申しますか、論理的に申しますと、その期間内に完全にやるようにするか、あるいはその時点で若干の延長を考へるかということにならざるを得ないわけでございますが、私どもは、趣旨の実現に対し

ましてせっかく努力をした上で、その時点であらためて考えたいと思っておられるわけでございます。○多賀谷委員 その計画書はもうすでにできておられるわけでしょうか。

○中川(理)政府委員 内部的にはかなりの準備をいたしておりますけれども、まだ計画として公表し得る段階までのものはできておりません。検討中であると申し上げるよりほかはないかと思ひます。

○多賀谷委員 四十二年度から始まる復旧計画が、四十三年度に入つてまだできないというのはおかしいじゃないですか、五ヶ年計画の第二年度にもまだできないというのは、これは四十一年の答申ですよ。四十一年の答申ですから、四十二年、初年度に計画書ができていなくてはおかしいですよ。

○中川(理)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、この期間内に完了しなければならぬ筋合いの法律の定めになっておりますので、そこに若干の危惧がございますために、形式的に「われわれの腹づもりは持つておりますけれども、計画として外に出せない」という状況があることをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 全く、お役所仕事とはこのことですね。法律が時限立法になつておるから、その範囲内でやらなければならぬから四十六年度にしたらんだ、こうおっしゃるのですが、必ずしも経過はそうでないのです。安定鉱害については四十六年度までにやりますというのを、再三再四にわたつてこの委員会でも答弁しておるのです。そういうことでこの答申が出た。ですから、いま法律のお話をされましても、できないと思ふなら、やはり審議会において答申が出た時点で法律を延長すべきですよ。法律が五年間であるからといって、できもしない答申を書くなんて全く不見識ですね。ですから、そういう点が、役所というのはまるきり責任者のないやうな話。局長もかつておられるわけですからね。何ともぼくは言ひにくいのであれども、この答申というものは、役所が——こ

んなことは審議会の先生なんかあんまり知らないでしょう。これは役所が書いた作文ですよ、ほんと言ふと、内容的に言ふと、ですから、審議会の先生が論議された部分と、役所の書いた作文の部分とはもうはつきりわかつておる。役所がこういうことを書いておつて、そして、二年目になつてもまだ計画書ができないなんという、こういう權威のない行き方というものは間違ひじゃないか、私はこういうふうに思ふのです。法律が五年になつてゐるから鉱害が五年で復旧されるなんて考えていませんよ。また、できない、現実問題として、それなら、法律を長期的に延ばせばいい。こんな五年、五年で区切るやうな法律にしなければいい。ですから、臨時な期間であるということに對して、復旧事業団につとめられておる従業員の方も、やはり臨時的なやうな觀念がある。それは私試できない。気持ちでは、長く続くだろう、鉱害は少なくとも十年以上はあるだろう、こういうことを考へておられるけれども、法律は五年という。こういうお役所仕事というものは、あらゆる点においてきつめて不都合なことが起こるんじゃないか、こういうやうに私は思ふわけです。そこで、まだ公表はしてないけれども内部的に案があつたらお示し願ひたい。

○中川(理)政府委員 ただいま先生からおしかりを受けたやうな議論は、実は過般石炭鉱業審議会の鉱害部会を開きましたときに、坂田委員その他から同様な意見がございまして、率直に申しまして、私も若干窮地に立つたわけでございますが、ごつくばらんにおし上げて、いま私どもが把握しておる残存鉱害量というものが、なお精査いたしますとふえる可能性がございますし、それから毎年の復旧規模につきましては、あるいはこれも役所的だといふおしかりを受けるかもしれないけれども、毎年度の予算で大蔵省と話をきめていかなければならぬ筋合いのものでございまして。私は鉱害部会におきましても、率直に言つて少しラフな計算ではありますけれども、これくらいの残存鉱害量と判断して、これくらいのテン

ポで一応やつていくということをいたしました場合には、大ざっぱに言つてこの期間の外にはみ出す量としてまだこれくらいのものがあるのではなからうかといふ趣旨のことを、若干大づかみの数字ではございますけれども、申し上げて御了解を得たやうな経緯があるのでございます。したがつて、そういう意味での試算といふやうな形のものでございましてならば、先生にも率直なベースで申し上げてもよろしいかと思ひますが、鉱害課長は、いまのところ計画を出すといふことは非常に苦しいといふことを申し上げておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

○多賀谷委員 では、試算でもけっこうですよ。○中川(理)政府委員 いま申しました趣旨のことでのラフな試算でございますれば、鉱害課長から説明させます。

○藤谷説明員 それでは、ただいまの御質問につきまして申し上げます。

御承知のやうに全国鉱害調査、先般行ないました調査は、三十九年度末現在として調査しておる次第でございます。したがつて、三十九年度価格として表示されております。ですから、その後年々物価上昇がございまして、鉱害復旧事業費そのものは物価上昇を加味しなければなりません。その後現在まで足かけ四年あるわけでございますので、その間に鉱害復旧が行なわれておりますので、その復旧事業量を引きまして、それから……

○多賀谷委員 ちょっと数字をおしやつてくだ

さい。○藤谷説明員 そうしますと、四十二年度末現在で残存鉱害が約四百億という数字になると思ひます。これは三十九年度価格でございます。御承知のやうに四十三年度は九十五億の復旧でございまして、これをデフレートいたしまして計算いたしますと、三百六十九億という残存鉱害といふことになりまして、その間の復旧事業量がデフレートしておりますから、これは仮定でございまして、年率九割でデフレートしております。

九年度にどのくらい算定したかわかりませんが、おそらく十億代くらいだったかと思いますが、でも、現実閉山をしてみると、三十数億というような数字が出てきておる。これはどこの炭鉱でもあに大正だけではないだろう、こういうように考えるわけです。そこで私はやはり長期計画というものゝを率直に出して、そして堅実にやはり一つ一つ復旧計画を立てていく必要があるのではないかと、こういうように感ずるわけです。大臣見えておられますが、この点はひとつ大臣にただしたいと思うのですけれども、あとから大臣に質問しま

○多賀谷委員 本院においても二度にわたって決議をされているのですが、要するに統一賠償制度ですね、有資力、無資力あるいは金銭賠償、復旧そういうのを含めて統一賠償制度をつくつたらどうかということ、本院で二度にわたって決議をされておるところです。一体これについてどういうようにお考えであるか、また、私たちは国有化法案を出しており、公社で経営するというのに、法案を出して、公社で経営するということになつておりますけれども、既往閉山の炭鉱等を考えると賠償制度というのは、公社のもとにおいてやはり統一的行なう必要があるのではないかと

ければならぬというような形になるわけでございまして、石炭産業というものを安定さすという趣旨での案を考えていきました場合に、新しい機関が鉱害債務の負担を負いながら安定的な経営を続け得るかどうかという点には、先生御指摘のように、いろいろ問題がありまして、なろうことならば、鉱害問題というものをもう少し実際的に考えられないかという感じは私も持っております。しかし、そもそも論に立ち戻ってみますという、鉱害債務は鉱業権者が自分の責任において解決すべきものであるという法理は、これは動かし

制度になるわけです。ですから、要はその本体の会社からどんな子会社をつくって別会社にして、そして本体の親会社をつおせばもう無資力鉱害ということになる。これは私は今後植村案が推進される場合に幾らでも出てくると思う。そうすると一体どういうようになるのか。鉱業権の移譲があるから連帯債務だ、こういう可能性もある。そこで連帯債務ということになれば新しい鉱業権者が持つ。ところが鉱業権のいかないものがあるのです。すでに終閉山をして、そして合理化事業団は鉱業権を譲渡しないで消滅をしている、これが

筑豊にはほとんどです。いま筑豊炭田を見ると、鉱害の大部分は稼行している鉱業権を所有している炭鉱の鉱害ではないのです。すでに終閉山をして

いる炭鉱なんです。でありますから鉱業権の譲渡はない、鉱業権の譲渡がなければ、結局親会社が破産すれば、これはもうみな無資力になる。ですから若干の財産があればそれは分離すればいいわけですね。ですからそこには私は不公平な政治が行なわれ行政が行なわれると思う。このことはやはり考えておかないと、植村構想、何をするにしても、いろいろな政策をするにしても問題がある。要するにいま稼行している炭鉱の鉱害、稼行している鉱業権に基づく鉱害よりも、すでに終閉山になった炭鉱の鉱害のほうが大きいということですね。それは消滅しておりますから結局合理化事業団の責任でもない。ということになれば、みな無資力鉱害ということになる。ですからこれは好むと好まざるにかかわらず統一賠償制度というものをつくらないと非常な不公平な施策を行なうことになる。非常な不公平な行政になる。でありますから、私はもうすでにそのことを十分に用意をする必要があるのではないかと、こういうふうに思うわけですね。

○中川(理)政府委員 ただいま御指摘がありましたように、今度何がしかの石炭産業についての新しい政策を考えました場合に、その政策との関連において鉱害問題を十分に検討しなければいかぬという気持ちには、私は先生おっしゃるとおりだと思います。これは私も今回の諮問を予定いたしておりますけれども、諮問の際には鉱害問題の解決というものを捨てて安定策だけを考えるというわけにはいかぬものだというふうに理解しております。御意見をひとつ貴重な御意見として参考にいたしまして今後検討を加えたいと思います。

○多賀谷委員 労働者の退職金等は、要するにどういう形態になろうと新しい会社に移行するという話ですが、鉱害も、鉱業権はなくなっても石炭鉱業を営んだことよって起こった一つの債務ですね。でありますからこれも一緒に移すつもりで

すか。一緒に移せばまたその議論は新しい会社の問題として起こるのですがね。どういう考え方で

○中川(理)政府委員 いまの点は問題点としては意識しておりますけれども、まだ私もその解釈なり対策なりというものをこれから審議会の審議の間に並行して勉強したいと思っておりますので、確定的な御答弁をいたしかねるのでござい

ますが、ざっとした気持ちでは、やはり先ほど申しましたように植村案であれ何であれ、多賀谷先生のほうが十分この鉱害問題は御勉強になっていらっしゃるようでございますけれども、鉱害問題があるなどという意識はございますけれども、これについて十分の見きわめはまだいたしてない状況でございます。私も通俗的な理解としては、会社形態がどうであれ、鉱業権の移転がある限りにおいて、いまの法律関係の理解からいけば連帯債務になるというのではなからうか。そうなる新しい機関が鉱害債務を負ったままで安定的な経営をやっていくということはどうも相当な桎梏になる。これはひとつ何か考えなければいかぬという状況でありまして、勉強をこれから開始しようと思っておりますのでござい

○多賀谷委員 役所はきわめて近視眼的な手打つ。鉱害を持ちたくなければ日本の鉱業権を全部消滅させる、そして新しく設定すればいいのですよ。それを、鉱害は新しい会社にはいかぬのですよ。そういうことを現実には合理化事業団のときはやったわけですね。鉱害が移るのをこわがって新方式と称して消滅させた。ですから役人は幾らでも次から次へ知恵が出る。それを長期的に見るとひとつもプラスになっていない。結論からいえばむしろ鉱害を増加しただけです。ですからやはりそのことは早く考えておかないと、一千億以上の鉱害があるのですよ。二千三百億の債務、債務といっているけれども、なるほど銀行の残高は二千三百億のうち一千億は政府がすでに肩がわりをする約束をしているけれども、あとの千三百億に匹敵するぐらいの鉱害があると見なければならな

いから、鉱害問題を考えないで石炭政策の再建というものは不可能である。頭のすみのどこかにあるということでは、局長、この大問題を解決するわけにはいきませんよ。

○中川(理)政府委員 どうも頭のすみにあるという程度ではございせん、実は非常に大きな問題としてあるという意識は持っておりますが、先ほど率直にお答えしましたように、どう考えたらいいかというものを持っておりませんために、はなはだお気に召さぬお答えをしているわけでございます。ウェットとしては非常に高いということ

は先生おっしゃるとおりでございます。

○井手委員 関連して。

ただいま非常に重要な問題を提起されております。私も伺いましたのでありますから、この機会に統一賠償機関についての問題をさらに詰めてみたいと思っております。この前の答申にも書いてある。私のほうからお尋ねするまでもなくあなたのほうから検討の結果こうなるという説明があるのが私は順序であると思っております。

答申によりますと、「鉱害の処理を総合的に行なう機構を整備し、有資力賠償義務者に処理事業に一定限度の金額を納付させる等の制度に ついても検討する必要がある」とそれはそういった意味が含まれております。

また、去る本特別委員会の決議もあつたことは多賀谷委員、御指摘のとおりです。私は本来なら鉱害問題を通産省が取り扱うことに疑義を持っております。通産省という企業の保護をやり、貿易の振興をはかる通産省が鉱害被害者の立場を守つていこうという、そこに私は矛盾があると思う。どうしても行政を行なう場合には生産に重点がいく。いまの中川局長の答弁のことばじりには私は問題にいたしませんけれども、やはり何としても最後の段階になりますと、国会の答弁はいかやうであれ、生産に重点がいくことはこれは争えない事実です。通産省に公害部が設けられましたが、これも私はむしろ別の意味に解釈をいたしております。言いかえるならば、通産省に公害部を置くこ

とは、検事が裁判官を兼ねたり、場合によっては弁護人も引き受けるという、そういう三者の利益を代表するような器用なことではできないはずで

す。私はこのことは別の機会に行政機構としてひとつ取り上げたいと考えておる。本来なら土地調整委員会のごとき機関が扱うことが私は正しいと思っております。しかしきょうはそのことは本旨ではありせんので、本論に帰りますが、この鉱害問題については、申し上げるまでもなく、民法による当事者主義、これは当然です。しかし当時者にまかせておつては、国土保全、民生の安定に重大な支障がありということから、鉱害に国が介入することになったことは御承知のとおり。最近では、農地、農業用施設等については八割五分を

国が負担をしておる。その一事によつて、私はいかに社会的な重要性があるかということが明らかであると考えるのであります。しかも多賀谷さん御指摘のように、炭鉱が、結論はでなくとも、一元化されようとするときに、炭鉱の経営形態が一変しようとするときに、この鉱害賠償についてもやはり考え方を一変させねばならぬことは、私は当然の成り行きであると考えて。今回の諮問にあつても私は当然並行して行なわれねばならぬ問題であると思う。私はあわせてお伺いしたいのですが、多賀谷さんからも御指摘があつたように、終閉山、しかし買ひあげにならない炭鉱があるために、同じ鉱害被害者でありながら、一方は若干の金銭賠償も受けられる、鉱害復旧もできる。ところが隣接した別の炭鉱の被害者には一銭の鉱害賠償も行なわれておらない。私の近所にもたくさんあります。国が国土保全、民生安定のためにこれだけの金を出しておるのに、こういう差別があつてはならないはずで

す。買ひ上げがあつたから鉱害賠償がある程度できる、一方は全然できない。特に個人経営の炭鉱です。私のほうの多古市でも幾つもあります。聞いております。二、三日前もたくさん見えて訴えられました。これは今回のこの改正案の中にも関連いたしますが、不服の訴えという問題があるのです。それは救済の道を

と、検事が裁判官を兼ねたり、場合によつては弁護人も引き受けるという、そういう三者の利益を代表するような器用なことではできないはずで

開かなければならぬことはわかります。けれども、この不服の訴えに対して、これはあとでお伺いしますが、不服の訴えの場合にはやはり一つの期限というものが必要であらう。いまひとつ大事なことは、国がこの当事者主義に介入するという国土保全、民生安定の立場から申しますならば、農業施設などの八割五分の国の負担に対して、その範囲内だけはやはり国が鉱害賠償責任を持っていいんじゃないか。賠償義務者の分は訴えの結果に待たねばならぬ。けれども、いやくも行政機関が裁定を下したものに對しては、その国の負担分については国が賠償の責めに即時に当たってもいいのではないかとこの考えを私は持っております。このことは同時に、閉山した炭鉱で買い上げにならない炭鉱についても同様の措置があつてしかるべきじゃないか。かみ砕いていうならば、買い上げにならない炭鉱の鉱害被害について、通産省でこれは鉱害被害であるというのを認定したならば、国の負担分についてとらえず賠償行為を進めていこうじゃないか。農業施設については八割五分、あとの二割五分については被害者がとらえず立てかえるなりなんりの方法もあるでしょう。それは裁判の結果に待つという場合もあるでしょう。いろいろな方法がある。それが全然できないで放置されるということは、私は許されなと思う。したがって、いま少し長くお話し申し上げたが、今回の石炭政策の再建案の諮問にあつては、生産と同時に鉱害についても若干お触れにはなりませんが、取り急いで通産省の案をまとめて諮問なさる御用意があるかどうか、もう少し明確にお答えがいただきたい。

いま一つは、買い上げのできない炭鉱の国庫負担分について、あるいは不服の訴えがあつた場合における裁定に対して、不服の訴えがあつた場合は、国の国庫負担分についてはこれを支払う道を講ずる必要がありやしないか。大まかに申しますと二つの点についてお答えをいただきたい。

○中川(理)政府委員 今回の石炭鉱業審議会に對しましての諮問につきましては、基本的安定策そのものについても、私どもは腹案を示すということではなくて、問題点を提起をいたしまして、あらゆる角度からの審議をいたしていただきたい、かように考えておりますので、井手先生いまお話しになりました審議会の諮問につきましては、鉱害問題の、本件とのかかわりの大きさにかんがみまして、鉱害の制度をどう考えるかということについては確実にはかりたいと思つていますが、私のほうから、まだ検討も不十分でございまして、試みの案とか腹案とかいうものを示すということにはしばらくは相なるまい。審議の過程で私どもも私どもなりに考えてまいりたいと思つております。

後段の御質問に對しましてはやや専門的になりますし、私も理解不十分な点もございまして、ので、鉱害課長から答弁させていただきます。

○藤谷説明員 ただいま御指摘のございましたように、臨時石炭鉱害復旧法によりまして、農地を復旧いたします場合には、納付金という形で賠償義務者の賠償部分のお金を復旧事業団で徴収いたしまして、それに国と県との補助金を加えたもので農地の復旧を行なうというのが御承知のとおりであります。いまのお話は、不服の訴えとかあるいは裁定の申請とかいうものがあつた場合に、国ないし県の負担する部分についてだけでも国が当事者としての責任を負うべきではないかという御意見でございますが、鉱害復旧法は鉱害復旧をするというこのために補助をいたしておるという制度でございますので、この基本的な法律改正をしない限りは、国が当事者としての責任を持つものではないかと私は思つております。したがって、いまの鉱害復旧法を基本的に改正するかどうかという問題になります。そういう問題になりますと、これは再三先ほどから局長もお答えしておるように、鉱業法におきます損害賠償責任、これは不法行為であるか適法行為であるかはよくわからなないのですけれども、そういう私法上の損害賠償責任を国が一部でも肩がわりをするという議論になるのか、あるいは鉱害復旧の際の民生安定とか国土保全のために補助をしていく、そういう

補助の責任というのか、そういうものが追及されるという形になるのか、そこら辺の法律構成の議論もあると思つていますが、直ちにそういう結論には達しないのではないかとこのように私は思つております。

○井手委員 私どもここで論議しておるのは、いまの解釈なりいきさつを聞いておるのではないのです。政治的判断を聞いておるのです。それだけでは間違ふようにしてほしいと思つております。いま困つておりますのは、局長、一番問題は、買い上げできなかった小さな炭鉱の鉱害被害者です。隣の炭鉱は買い上げになって復旧もできる、賠償もできる、一方の炭鉱は個人経営であつた、それが破産させればいいじゃないかということでは、本人はほとんど承知しないのです。九分九厘までは承知しないのです。その場合の措置をどうするかということですよ。これはやっぱり、全国的に見ました場合に、かなりの量になると思つて、ウエイトを占めると私は思つております。民生安定、国土保全の立場からいふならば、それを放置してはならぬと思つております。それじゃ一体全部まかなうかといへば、それもいかならう。それじゃ農業施設などについて八割五分の補助の負担を県はしているのだから、その分だけについては執行できないのか、そういう必要があれば法律改正するとあるいは行政指導によつてできるものはそれによつてできないかということをお承知しておるのです。

○中川(理)政府委員 いま井手先生からお話のありました点は、実際問題として確かに御指摘のやうに非常に被害者から見て不公平であるということ、国の立場から見ても適当な状況ではないという感じはいたします。私まだ勉強不十分でございまして、なぜ鉱業権者が鉱業権を放棄しないのかあるいは負担しないのか、勉強したいと思つておりますけれども、これについて制度の欠陥あるいは実際上の指導上の問題というものがあろうかと存じますが、御指摘の点を十分配慮いたしまして何か検討を加えてみたいと思つております。

○多賀谷委員 次に担保制度についてお聞きいたしますが、その前に、天日参考人見えておりますので、鉱害基金としては一体いまままで幾らくらい融資をされておるか、これを項目別にひとつお聞かせを願ひたい。

○天日参考人 ただいま多賀谷先生から鉱害基金としまして貸し出した金額についてお尋ねがあつたのでございまして、三十八年の七月一日から業務を開始いたしましたので、ただいま四十二年年度の決算を精算中でございまして、ただいま四十二年年度の決算につきましての一部の見込みと申しますごく末期につきましての多少含んでおることを御了解願ひて数字を申し上げますが、貸し付けましたのが、三十八年から四十二年度末までに、御承知のとおり第一項目は鉱害の賠償に対する貸し付けであります。これが七十一億二千三百六十六万六千円、それから鉱害の発生防止、予防関係に貸し付けましたのが十億二千三百三十万、さらに第三項目といたしまして鉱害復旧事業団の復旧工事に関連しまして貸し付けました金額が二億五千万円、これは契約高でございまして、この合計が八十三億九千六百九十六万六千、かように相なっております。

一応いまのお尋ねの点はそういうことでございまして。

○多賀谷委員 返済してきた分がありますか。

○天日参考人 御承知のとおり貸し付け金の償還につきましては、据え置き期間とそれから五年均等償還というやうな方式に最近変わつておるのでありまして、当初は少し据え置き期間が短かつたり償還期間が短かつたりいたしましたが、概見して申し上げますと、償還を受けた金額は、賠償関係貸し付けにおきまして十四億一千四百百万円、端数は切り捨てて申し上げますが、防止関係におきまして一千七百万円、事業団に対する貸し付けにおきまして一億円、それだけの償還を受けております。したがって、当然数字的に出てまいるわけでありまして、貸し付け金の残額は合計いたしますと六十八億六千四百七十九万八

レーヨンも、少なくとも石炭から発祥した会社は連帯を三井鉱山に、あるいは三菱なら旭硝子もあるいは三菱化成も三菱セメントも、連帯をして鉱害賠償を払う義務があると思うのですよ。とにかく鉱害の引き当て金なんか認めないで、みんな出資をして子会社をつくったわけですから、それができないとすれば日本資本主義が連帯をして持たなければならぬということで、やはりもの考え方、局長の原則論けつこうですけれども、原則のほかに一つ制度を考える必要があるんじゃないかというように考えるわけです。

そこで、大臣見えましたが、いままで鉱害の質問をしておたわけですが、まず第一には、昭和四十六年までに鉱害は直すというのを答申にもうたつておるし政府も実施すると再三再四言明したけれども、いまだその復旧基本計画もできてない。四十六年度までに復旧するという見通しも立たない、こういう状態。これに対して一体政府はどう考えているかということ。第二点は統一賠償制度というものをぜひ考える時期に来ておる。そうしなければとても現実の鉱害の処理もできないし、また行政としてもきわめて不公平な行政になる。少し知恵を回して会社を分離していけば鉱害は免れるという制度になる。これはひとつ統一的な賠償制度をする必要があるのではないかと、こういうことを質問をしたわけですが、これらに対して答弁をお願いしたい。

○権名国務大臣 お約束したことはやはりやらなければいかぬと思います。鉱害の解消する計画を立てて、長期にわたってでもこの解消につとめるといふことは当然の義務だと思ひます。

第二点は制度上の問題のようでございますから、この点は事務局に検討させます。

○多賀谷委員 法制局見えておるようですが、この法案の大きな柱である鉱害賠償紛争に関する裁定の条項ですけれども、同じ政府のもとで再三再四にわたって鉱業法の一部改正が出された。しかもその鉱業法の一部改正を出すについては、改正準備室まで設けて数年にわたって検討した結果出

た法案です。その鉱業法の一部改正の法案には、単に石炭だけでなく、鉱害の紛争については広範囲に裁定の申請ができることになっておる。ところが今度の法案ではそれが限定をされて出てる。これはきわめておかしいじゃないか。しかも国会で論議をされていけば不成立になった原因は、地上権と地下資源の調整の問題であつたのであります。この裁定の問題については、各委員異論のなかつたところなんです。なぜそういうように後退をされたのか、どうも統一しないではないか、こういうふうに思ふわけなんです。それに対して御答弁願ひたい。

○小松説明員 この問題は法制局からお答えするのが適当かどうか若干問題がありますが、結局今回の制度は非常に臨時的な制度でございます。しかも地方鉱業協議会というところに臨時的にやらせよう、非常に臨時的な制度ということが中心になっておりまして、最終的には立法政策の問題になると思ひますけれども、こういう臨時措置としてどこまでこういう裁定制度を認めるのが適当であるか、裁定制度を特に認める以上は、ある程度積極的な理由、そういうものがなければいけな

いわけですけれども、一応石炭について今臨時的にしかも地方鉱業協議会の臨時的な業務ということでやらせる場合に、必要最小限はどの程度か、これは通産省その他関係省十分検討した結果、これで十分政策的な目的は達せられるということでございます。内容でございまして、改正鉱業法の恒久的な、しかも地方鉱業審査会という制度を設けたものと直接関係はないのじゃないか、臨時的に必要最小限のものというふうに考えております。

○多賀谷委員 それは恒久的な、むしろ立法の中に——しかも石炭のみならず、メタルマインの鉱害を含めて紛争処理について地方鉱業審査会に裁定を申請することができるところなつてゐる。それほど裁定には制限がないわけですよ。それなのに、なぜ石炭のこの法案には制限を設けたのか。実質上同じものなんです、石炭に関しては、それ

がなぜ今度の場合は制限を設けられたのか。恒久的なものならばよろしい、こうおっしゃるので

○小松説明員 恒久的なものならいいというのではなく、結局どこまでそういう裁定制度を設ける必要があるかという場合には、裁定機関の問題それから裁定制度の問題、両方から問題だと思ひますけれども、今回は機関としても一応その地方鉱業協議会という座敷を借りて、そこで臨時的にやらせる、しかも石炭については特に緊急にそういう制度を設けて鉱害の復旧を促進する必要があるのでという政策目的、そういう両面から検討して政府としてこういう結論に達したというふうに考えております。

○多賀谷委員 制限をされた理由は何ですか。

○小松説明員 特に法制局として制限したというわけではございませんで、立法政策の問題とそれからこういう裁定制度を置く積極的な必要性和を検討した上で、政府としてこれで十分だということとでございました。私どもは考えております。

○多賀谷委員 私があえて法制局を呼んだのは、裁定制度の問題として聞きたい。裁定というものはきわめて広範囲なものであるならば困る、やはり裁定制度というものは訴訟というものが一方にある以上制限をしなければならぬとおっしゃるかどうか、もし、裁定そのものにはそういう必要はないのだ、ただ、いま掲げております法律が臨時的な法律でありますから制限をしたのです、こうおっしゃるのか。裁定制度というものは本来制限をしなければならぬ問題である、こうおっしゃるのか。その点をお聞かせ願ひたい。

○小松説明員 行政機関の裁定行為は、ある程度両当事者に行政処分という形で拘束力を持つという意味であれば、無制限にこういう制度が認められていいのだというふうには考えておりません。政策的に必要な範囲内で認めるということであり

○多賀谷委員 そうすると、鉱業法と今度の法律

の改正案との差を設けられた理由はどうですか。

○小松説明員 これは一般的な制度として、特に鉱業法については一般的な制度を認められながら、今回は非常に制限されたということで、特に法律的な意味でその差を設けたという理由は実はございまして、臨時措置で、しかも地方鉱業協議会、本来諮問機関であるところにやらせる裁定制度として、通産省が鉱害復旧を迅速にやる場合にこういう制度を設けたいという趣旨等、総合的に検討した結果、この範囲で認めるのが適当だろう、これも実は法制局として最終的にそういう結論を出したといひます。政府内部として政策的にこれで十分だというふうに判断してきめたということでございます。

○多賀谷委員 政府内部といひましても、最終の調整はあなたの方でやるわけでしょう。これは法律論ですよ。制度の問題です。ですから、じゃこの本院で、裁定についてはかつて鉱業法で改正をせんとしたような条文でもいいわけですね。少なくとも石炭の賠償に関しては制度として問題ないわけですね。

○小松説明員 改正鉱業法のとときの裁定制度の必要性というものについての問題と、今回の問題とを検討した場合にどうかということだと思ひますけれども、一応どこまで認めるかというのは最終的にはもちろんこういう行政機関の裁定制度というのはいくら政策的には必要性なしに乱設されるということとは不適当でございますので、そういう意味から限定は当然されるべきだと思ひます。けれども、あとは立法政策の問題としてどこまで認めるか。今回はこれで十分目的が達せられるということとでございまして、このように考えております。

○多賀谷委員 実は鉱業法の一部改正並びに石炭鉱業協議会の答申等もそういう条件をつけていないのです。そこで今度の法律の場合に制限がついたというのはわれわれは非常に納得しにくい。臨時立法であるから制限をしたというならば、なぜ臨時立法ならば制限をするのか、これもよくわからぬ。恒久立法の場合には制度として非常に

むずかしいのですが、臨時立法法の場合には簡便でというならばこれはちよつとわかる。しかし、恒久立法の場合に認めておいて、それが臨時立法の場合には制限をしなければならぬという理由がきわめてわれわれは納得できないわけですか。ですから、私は制度で問題を起しておるんじゃないかと思うのですが、どうも制度ではない。政策の問題だ、ちよつとやるならば、これはわれわれとして考えざるを得ない。ですから法制局としてはその裁定という制度、訴訟という制度、この制度間の問題で裁定の場合は相当の制限をしなければならぬという意思がないとするならば、これはわれわれとして本院で考える性格のものでございましてお引き取りを願うていいわけでありまして、その点もう一回御答弁を願います。

○小松説明員 先ほどいろいろと申し上げましたけれども、裁定制度というものがあらゆる場合に認められていいということではございせん、そういう行政機関がある程度当事者間の問題を裁定して拘束性を持った裁定をするという以上は、できるだけ必要最小限に限定したほうがいいという考え方はもちろんございまして、ただその場合にはどこまで認めるかということについてはこれ以上いかにめという決定的なものがあるわけではございせん、その点の判断は地方鉱業協議会制度を使って臨時的に鉱害の復旧をしようという政策目的と総合的に検討した結果、これで十分であるということできめたというふうにお答えしたいと思ひます。

○多賀谷委員 そうすると鉱業法の一部改正の場合には、いわば法制局としては現在もこのような仲裁制度を実施してもいい、こういうふうにお考えですか。

○小松説明員 法制局としてと言われると若干お答えしにくい問題でありますけれども、一応改正鉱業法が出た段階ではそれでいいということで踏み切ったというふうにお考えしております。

○多賀谷委員 ですから、いま別に変化はないわけですね。ものの考え方の変わりはない、こう考

えてよろしいですか。

○小松説明員 特別に変化はございせん。

○多賀谷委員 わかりました。

○井手委員 ちよつと関連して。小松さん、少し苦しいような御答弁でしたが、助け舟に立ったわけじゃないのです。大臣にお伺いします。

この裁定制度というのは、当事者主義では民生安定、国土保全に支障があるというので、いろいろ論議された結果、鉱業法改正に裁定制度が盛り込まれたのです。いま多賀谷さんのお話のとおり、その必要性というのは今日はますますあつておるわけですね。倍加しておるはずなんです。裁定制度の必要性はますます加わつておるはずなんです。ところが内輪を申しますと、椎名さんのほうの石炭局と鉱山局の意見が対立した。鉱山局では地上権との調整を加へなくては裁定制度は設けてもらつては困る。私も、多賀谷さんお話しのように、薬と毒を一緒に持つてきてもらつちや困るというので、この前つづきました。そういうことであるという検討された結果、窮余の一策としてこういう案ができたので、しかも、これは法務省の意見によつてさらに後退したのです。一体通産大臣は、椎名さんは審議会の答申にも盛られておる裁定制度についてどれだけ努力をなさつたか、それを聞きたいのです。この裁定制度というのは従来を聞きたいのです。この裁定制度というのは従来法上も大きな問題です。そうであるならば、大臣もかなり努力されたであらうと私は信じております。さればならぬ責任です。小松さん、あなたにはもう聞かないから、そういう政治的な情勢があつた。なぜこれを、国会の決議もあり、審議会の答申もあつてゐる重大な問題について、その意思に沿ひ得なかつたのか、椎名通産大臣のお考えをちよつと——それは大臣に、なかなか大層のだから、あなたもそうしたいだらうけれども、ちよつと待つてちよつとだ。これは聞いてあなたの方の事情を知つておる。今後は鉱害問題でいろいろ椎名さんには言うておかなければならぬことがあつるから、腹をきめてもらいたい。あいまいなこと

は許されせん。一体、この裁定制度にどれだけ努力なさつたか、お伺いいたします。

○椎名国務大臣 聞いてみますと、これは裁判所と話が十分につかなかつた。いや、法務省です。

問題の解決が迫られておりましたので、かような便宜規定を設けたような次第でございまして、

○井手委員 椎名さん、多賀谷さんも申しておりますが、この前は鉱業法の改正で裁定制度を出したじゃないですか。この前出したのは、あなたが言う裁判所——法務省も法制局もみな話し合ひが済んで、鉱業法の改正に裁定制度を盛り込んで国会へ出したのじゃないですか。裁定制度の必要性はますます加わつておる。であるのに、なぜ今回は制限をした内容の臨時的立法を持つてきたのかと、それを聞いておるのです。そんなに後退せざるを得なかつたものに対して、椎名さんはなぜ努力をしなかつたかということをお聞かせ願ひます。

○椎名国務大臣 基本的な改正の際には譲りまして、とりあへず必要最小限度の事柄を処理するために、かような改正に踏み切つたわけでございます。

○井手委員 椎名さん、一千数百億円といわれる鉱害問題で一番大事なことは、当事者主義では解決できないから、何とか早急に解決する方法はないかという、その結論としての裁定制度です。当事者主義を排除する裁定制度。いま一つは、鉱害復旧予算をふやすという、これが一番大きな問題です。その裁定制度で、根本的改正に譲るといふなら、これは五年前だったらその答弁で済むのです。三年前にはその裁定制度の改正案が出てゐるのですが、その改正案は、法務省も法制局も各方面一致して出されてゐるのです。なぜあなた、石炭局が苦勞しておるときに鉱山局に対してそのことを注意できなかったのですか。あなたが省内をまわつて切れたかつたところには根本があるのです。根本改正のときに出ておるのです。それをなぜ今日後退したかということをお多賀谷さんにも私も聞いておる。

○椎名国務大臣 根本改正のときは確かに出ておりました。他の理由でこれが成立しなかつた。ところが、この問題をさらにこの次の根本改正のときに譲るといふことは、もう緊急性からそのいとまがない、それで、今回、これを局限して出したのであります。

○中川(理)政府委員 ちよつと大臣の御答弁に補足させていただきますが、いま大臣おっしゃいましたことは、改正鉱業法の場合にいまのような対象制限を加へてやるかやらないかということとは別個の問題であると思ひます。鉱業法改正を行なうときには、いまの御意見をよく承知して措置したい。ただ、井手先生もお話ございましたように、石炭鉱害につきましても、仲裁制度のすみやかな実現が審議会の答申にもございましたし、国会の決議にもございましたし、私も、私としては、事柄の緊急性から見まして、鉱業法で一般的に仲裁制度を考へる場合と切り離して、一刻も早く、いまお願いしております法律改正をおはかりして、御審議をいただくことが、答申なり国会決議なりにつたえるゆゑのものとと思ひました。措置をいたした次第でございまして、おっしゃいましたように、かつての改正鉱業法の際の法務省の意見と、今回この法律で法務省と協議いたしましたときに、法務省側でいふ違つた意見が出たまいりまして、政府内といたしましては、各省間の了解を得ませんと法律が出せません。出さないといふことになりましたので、私は、これで措置すべきだと考えたわけでございます。なおかつ、先ほど御説明いたしましたように、法律的な条文としての限定は加わつておりますけれども、地域の指定については、通産大臣が指定することに相なつております。この指定のしかたを私どもも實際的に考えました場合、現実問題として起つておる迅速なる紛争解決の手段としての裁定制度を動かしていく上にはふぐあひがあると思ひます。私も、支障のない範囲で大臣の地域指定をきめた、かように考えておりますので、形式的には、あるいは法理論としては、両先生から御指摘がご

ございましたような、改正鉱業法の経緯との関連で不満が残っておりますけれども、これを急ぐべきだと考えたわけでございます。また、私は、実態問題としては、これによって決して必要のある紛争についての裁定が、この制限によって支障を来たすことのないように地域指定を考えたと思っております。

○多賀谷委員 どうも、恒久立法では裁定の申請は広範囲にできるが、臨時立法の場合は制限をするんだという理論もまきり通らないわけで、けれども、まあ実質上広範囲にできるように指定をするということですから、これはあとはわれわれの判断、委員会の判断になりますから、質問は留保しておきます。

続いて、事務的に若干質問したいと思っておりますが、この理事長のほかに専務理事というのが出てきています。他の機構の中にも専務理事というのがあることを知っておりますけれども、これは会社じゃないから、専務理事なんていうことはきわめて私には不適当だと思うわけです。この専務理事は一体どこでどういう仕事をするのか、これをお聞かせ願いたい。どういう予定ですか。

○中川(理)政府委員 御承知のように、今回の機関統合は、鉱害基金と四つの鉱害復旧事業団と合わせて一つの機関にするということでございまして、在来、五つの機関で行なっておりましたものを一つにします事柄から言いますと、ある意味では、合理化、簡素化に役立つわけでございまして、合理的なものを中心にいたしまして、よほどしっかり組織を整えないと、かえって統合によって事業処理が円滑な来たとすることがあつては相ならないわけでございまして、統合後の機関の仕量の大ささ、これから考えまして、簡素化の姿、理事長の下に理事がおられるという形ではふくみであるというのが一つの理由でございまして、それから、もう一つの理由は、何と申しましても、復旧業務に關しましては、九州地区のウェーが圧倒的に高いわけでございまして、ここでの

業務の円滑なる処理というものを欠きますと、統合の趣旨というものは生かされないことになるわけでございまして、そこで、私どもの感じといたしましては、名称はともあれ、理事長を助けて、この統合後の機関を円滑に運営できるように、理事長の上の理事長の補佐役というものが必要であるし、加えて、実際問題としては、九州地区の鉱害量の大きさから言いますと、九州での復旧事業をほとんど理事長からの全面的ないつて近い程度の権限を受けて処理できる方がほしい、こういう感じがございまして、そこで、行政管理局とも相談の上、専務理事という制度をつくったわけでございまして、統合後の機関の理事長に次ぐ責任者という意味合いと、現地における包括的な処理のできる人ということを考えてわけであります。実際問題といたしましては、大部分の期間を福岡においていたいて、組織としての理事会その他の主要な会議に東京に来ていただくというくらの運営に当たるべき方として、専務理事を私どもは考えておるわけでございまして、

の事業団等の中にあることも知っております。知っておりますが、それはやはり本団における性格のものである。でありますから、これはやはり九州に置くのならば副理事長か何か置かないと、肝心かなめの扇のなめが九州へ行くというのではおかしい。ですから、これは理事の数を増すわけじゃない、役員の数を増すわけじゃないのですから、専務理事というのを削って副理事長にしたらいと思ひますが、大臣はどうですか。軽く答えたらいい。

理事長だから福岡におつてもそうおかしくないが、専務理事だと東京におらなければならぬ感じが強い、感じの上ではそれくらいは差はあるかもしれないが、では副理事長だから福岡におつてよろしいのかと聞かれますと、さほど違いはなからうかと思ひわけでございまして、この辺はさほどさうかと思ひではなからうかと思ひわけでございまして、私どもとしては必要最小限考えたて確保したいと思ひましたことは、先ほど申しましたように、福岡の業務量が大きい。これが一々東京の指図を仰がないと処理ができないということでは、風地的な鉱害復旧というふうな仕事にはなだ不適切である、かといつて統合前の姿を考えると、独立した機関でこれを行なつておつたわけでございまして、専務理事が福岡におつたことでは、地元の感じからいっても、幾ら権限委任をいたしても、どうも感じの上で心もとないというお受け取り方が、私は、被害者代表あるいは地元公共団体の方々とお会いしている過程におきましてそういう感じをつかみましたので、要するに理事でない、理事よりぐつと上の理事長との間のランクを確保することが必要であるということで、行政管理局とたびたび折衝いたしまして、かつ最後は大変から折衝していただいたわけでございまして、原案は、先生御承知のように、私どもは副理事長ということとで、大臣も御苦勞なされたことは、先生方も御承知のとおりだと思ひます。いまのような状況と考え方でのこのような設定をいたしましたことを御理解願いたいと思ひます。

○多賀谷委員 では、評議員は「学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」その学識経験者の前に珍しく「鉱害の復旧に關し」ということがついておりますね。これは他の法令にあまりない。普通何々委員を選ぶというのには、学識経験者ということばはあるけれども、その前に、何々に關し学識経験者ということは珍しいのですが、これは一体評議員の構成はどう考へておるか、この文句にかなりウエートがかかつておるのかどうかです。

○多賀谷委員 そうすると、専務理事というの、九州に大休駐するのですか。

○中川(理)政府委員 機構の性格から申しますと、通常の場合でございまして、専務理事は、理事長と居をひとしくして、東京にいななければならぬという感じがございまして、東京にいなければならぬという感じがございまして、相当の部分を福岡においていただく方というふうな考へております。これは運用上の問題でございまして、

○多賀谷委員 どうも、専務理事が一人しかいないのに、それが福岡というのもおかしい。しかし、現実には八〇数割を占める九州の鉱害というのが、一番大きな問題点、でありますから大臣、大臣自身も行政管理局長官に折衝されたわけですか。副理事長という要望が地元では非常に強かつたわけですが……。

○椎名國務大臣 両省の折衝段階の一番最終のころ折衝いたしました。

○多賀谷委員 確かに専務理事という職名が現在の事業団等の中にあることも知っております。知っておりますが、それはやはり本団における性格のものである。でありますから、これはやはり九州に置くのならば副理事長か何か置かないと、肝心かなめの扇のなめが九州へ行くというのではおかしい。ですから、これは理事の数を増すわけじゃない、役員の数を増すわけじゃないのですから、専務理事というのを削って副理事長にしたらいと思ひますが、大臣はどうですか。軽く答えたらいい。

○中川(理)政府委員 これは、副理事長というものがどういふものであり、専務理事というものはどういふものであるかということについては、特別明確な区別があるわけじゃございませんで、副

○中川(理)政府委員 これは統合前の機関の形と統合後の形との関連において御理解をさせていただきたいと思つてあります。実は今度統合の対象になりました鉱害基金には、このような意味での諮問機関と申しますか、評議員会のようなものはなかったわけでありまして、逆に鉱害復旧事業団には評議員会という、これは当事者団体でございまして、執行機関としての評議員会があったわけでありまして、そこで統合後も鉱害復旧に關しましては、鉱害復旧事業団が持つておりました評議員会という形の性格は変わりますけれども、機能としては同様のものを置く必要があるというのが今回の趣旨でございまして、したがって、基金の行なつておりました仕事に対してまでもこの評議員会で意見を求めようという気持ちはないわけでございます。従来との関連におきまして御理解をいただきたいと思つてあります。なおそういうことでございまして、法文上は学識経験者と書いておりますけれども、構成としたしましては、従来の鉱害復旧事業団にございまして構成、これを相なるべくは確保いたしたい、と申しますことは、鉱害権者側、被害者側、それから地元公共団体と学識経験者といたつた在来の狭い意味の学識経験者、こういう三者構成で評議員会を構成いたしたい、かように考えております。

○多賀谷委員 次に二十七条の三、鉱害復旧評議員会の性格の問題であります。一項は「評議員会の議を経なければならぬ」として、「復旧基本計画の作成及び変更」の事項について書いてある。二項は「理事長の諮問に應じ、鉱害の復旧に關する重要事項を調査審議する」と書いてある。そういういたしますと、復旧基本計画の作成並びに変更については、これは決議機関、その他の重要事項については諮問機関、こういうように理解してよろしいのですか。

○中川(理)政府委員 そうではございませんで、二項にございまして、評議員会は諮問機関である、ただし、復旧基本計画の作成及び変更というものは、これは評議員会にはかつてないし、

はからなくてもいいしというものでなく、必ずしはからなければいけないし、議を経るということばを使つておりますことは、その答えにつきましても、単に意見を聞くという程度よりはよほど強くこれを尊重しなければならぬという趣旨を生かすために議を経る、経なければならぬということばを使つたわけでございます。

○多賀谷委員 法文の感じと、おっしゃることが違ふようだけれども、それならそれで法文の書き方があるやうなものだと思つたのです。少なくとも復旧基本計画の作成及び変更については評議員の議を経なければならぬのでしよう。

○中川(理)政府委員 そのとおりでございます。○多賀谷委員 そうすると、これでノーと返事をした場合、これは執行できるのですか。

○中川(理)政府委員 法律的には執行できます。ただし、これには相當の拘束力を持つたものとして、執行機関はさうなことがないやうに運営するといふくらゐの気持ちで、単純なる諮問でなくて、議を経るといふことばにあらわれておるものと御理解願つたらよろしいと思つております。

○多賀谷委員 實際問題としてはいままで過去、基本計画の作成及び変更について評議員会において結論の出なかつたことはあります。

○中川(理)政府委員 経過はいろいろございまして、最終的には意見の一致を見て、了解を得たところでやつておるといふのが實際でございます。

○多賀谷委員 ですから、役所としてはあくまでも意見の一致を見るまで努力する、こう考えてよろしいですか。

○中川(理)政府委員 新しい機関ができて、委員長等がおきまりになりましたら、私のほうから、方針としてはさういふ方針で運営をいたしたかったといふことを言つてもございまして、小さな問題でございまして、これはちよつと小

うことがありますが、事業団の役員及び職員で、そういうことが考えられましようか。これは東洋レコーンと違ふのです。

○中川(理)政府委員 ここでいう「盗用」とは、職務上知り得た秘密を自己または第三者の利益のために利用することでございます。

○多賀谷委員 ではわかりました。それでは次に、この復旧事業団の機構改革によりまして職員はどういふやうな身分移管になつておるか、あるいはその際の退職金はどういふやうになつておるか、組合との関係はどういふやうになつておるか、これらをお聞かせ願ひたい。

○中川(理)政府委員 細部につきましては、今度の新しい機関の創立準備を関係機関において行なつておりますので、その辺のところを詳細を詰めることにいたしてはおりますが、基本的には今度の石炭鉱害事業団は、鉱害復旧事業団の一切の権利及び義務を承継することといたしてありますので、復旧事業団の職員の身分も石炭鉱害事業団に承継されることに相なります。したがしまして、基金及び四つの鉱害復旧事業団についてのそれぞれ給与基準、退職手当支給基準等には若干の格差がございまして、これについては統合後の問題として処理をいたしたいと思つておりますが、この統合にあつてそのまゝ身分を引き継ぎますので、退職金の支払い云々というやうなことはいたさない、通算して処理する、こういうことになつております。

○多賀谷委員 そうすると、実員は整理されるというわけではないわけですね。

○中川(理)政府委員 今回の機関新設に伴ひまして、整理をいたすといふやうなことはございませ

ん。ただその機会に希望者があつたり、あるいは定年になつたりされる方はあると思ひますけれども、特別の希望がない限り全部引き継ぐつもりでございます。

○多賀谷委員 では次に、産炭地振興状況についてお伺ひしたいと思ひますが、事業団の掘坂理事見えておりますが、最近における企業の出

あるいはこれに対する融資の要求あるいは土地造成の状態等々についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○堀坂参考人 事業団の事業全般についての御質問でございますが、事業団の事業のうち、融資事業及び土地造成、工業用地の譲渡に關します点等について、特に申し上げたいと思ひます。

事業団の発足以来、設備資金及び運転資金を貸し付けておりますが、この貸し付け実績は大体六百十件、百五十五億になつております。その工業生産高は相當高いものになつておるものであります。産炭地への企業進出状況は、発足当初から四十年ころまでは決していい状態ではござい

ませんで、政府から予算としていただきましたものの消化につきましても非常に困難をきわめておつたのでございまして、四十一年度からよほど活発になつてまいりまして、四十一年度におきまして大体四十億、四十二年度で四十三億円の設備資金を融資いたしたのでござい

ますが、四十三年度に至りまして産炭地への進出の状況が非常に活発になつてまいりまして、私も四十三年度で約四十三億の融資をいたしましても、なおかつ二十億以上の融資を必要とするものに対して四十三年度を持ち越さねばならないという状況でござい

まして、現在におきまして産炭地に新たに工場をつくりたいといふことで具体的に計画ができてゐるもの等を加えますならば、五十億以上の設備資金需要の状態が、四十三年度分として現在までにあるのでござい

ます。御承知のように、四十三年度におきま

炭地に出てまいりますところの事業というのは、婦人労働力等を利用する非常に輕工業的なもの、あるいは地元の資源をできるだけ活用するというようなもの、あるいは炭鉱の離職者に何とか職の場を与えたいというようなことで、無理に計画をしたというようなものはないわけではなかったのでございますが、御承知のように、日本の産業の発展に伴いまして、労働力の不足が非常に強くなってまいりますとともに、炭鉱の離職者が他の方面に行かれて働かれましたところの結果が非常によかったですというように、今日の日本経済全般に通じますところの労働力不足に対する企業の対策といたしまして、新たに企業を拡張するならば産炭地等やってはどうかというように、相当各種の産業にわたって産炭地へ着目をされるようになってきたということが言えると思うのであります。また、その他のいろいろな融資制度あるいは政府の減税の制度等も非常に有益であるということがいままで幾らかの実績が出ましてそういうふうになってきておるのでございまして、最近におきましては、化学工業あるいは機械工業あるいは金属加工工業あるいは最近紡績工業等も産炭地に立地したいという希望を申し出てきておるといふような状態でございます。

第二に土地造成事業でございますが、土地造成事業といたしましては、私どもいままで約四百万平米近くの土地を完成いたしておるのでございますが、そのうち六〇〇万以上が土地の譲渡ができております。これにつきましても、ただいまの企業の進出の状況と同じように、実は三十八年から土地造成を始めてから土地の取得その他にもいろいろ困難をきわめました、事業団がつくった土地がなかなか売れないということは御承知のように国会等におきましてもいろいろ御注意をいただいたところでございます。その状況を考えてみますと、三十八年度から四十年年度までの間に、金額にいたしまして約十六億円の売り上げであったのでございますが、四十二年度だけで実は十七億円以上の土地の契約ができたのでございまして、過去四年間の土地の譲渡を一年間で上回ったという状況でございます。四十三年度分につきましては現在すでに事業団の土地に対する需要というものは相当活発でございます、前年度程度の申し込みをいま審査いたしておるという状態でございます。御承知のようにこの土地は炭鉱の工業用地等を整備いたしまして炭鉱離職者が造成をいたしましたポタ山処理事業によるところの土地というものもが半分以上あるのでございますが、そういう

「ございませんが、幾らかこの事業を政府の事業として進めていくことの意義というものは私どもは感じられると申しますか、相当自信を持って進めていいことではないかというように思っておりますし、また、これはやや大それた言い方になるかと思いますが、人口と産業の都市への集中によりまして過大都市化されておりますところのこの日本の現在の問題、そういう点を考えました場合に、一般に僻地的性格を持っているといわれる産炭地にこういうような企業が出てこられてそれぞれの場合で仕事を得られるということは、非常にけっこうなことであると私どもは存じておるのでございます。

○多賀谷委員 堀坂理事、現実に産炭地振興をやっておられるわけですが、かなり夢を持てる期待した発言でございました。

大臣、きょうの100の石炭をめぐる問題について、その放送を聞かれましたか。

○椎名国務大臣 聞きません。

○多賀谷委員 実はきょうは筑豊炭田の坂田市長が出て、いわば急激に衰退をした筑豊炭田の都市の状態のお話があった。これは、昭和三十六年、当時の通産大臣の佐藤さんあるいは水田大蔵大臣あるいは安井自治大臣等が見えてとにかくしつ

というのとは非常な差がある。トータルでお話しになりましたからはつきりしないのですが、これは地域差というのは同じ産炭地振興でも相当出てるのじゃないかと思います。

そこで大臣、時間がないのでそれから二つだけ大臣にお願いしておきたいのですが、第一には、産炭地振興政策というものもひとつ積極的にやってもらいたいということ、もう一つは、いまの制度は市町村で最も疲弊している市町村は救済の対象にならないという点ですね。これはどういうことを言っているかといいますと、公共事業一つするにいたしましても、ある平均水準以上出ている市町村については国はめんどうを見るけれども、平均以下のところはめんどうを見ないのだという制度になっているのです。ですから、極端に言えば、もう疲弊してどうにもならないところは国は助けてやらないのだ、ある程度自力のあるところは助けてやりますよ、こういう制度になっているわけです。ですから、まだ炭鉱が健在で若干閉山した炭鉱があるというところは新しい土地づくりができるけれども、もう疲労こんぱいをしたところはどうも手の差し伸べようがない、こういう制度になっている。法律になっているのです。

産炭地地域振興臨時措置法の十条、十一条というところ

いう情勢になっておるわけですが、大臣、どうい
う決意で産炭地域振興に臨まれようとするか、こ
れをひとつお聞かせ願いたい。

○椎名国務大臣 同じ産炭地振興政策にしても、
やはり立地条件の法則に従って、見込みのあるこ
ころ、それから見込みのないところと出てくるこ
と、これはどうもそこまでは当然だと思つて
す。ですから、見込みのないところをどうするか
というところまでございしますが、それはやはりそ
の土地のその環境あるいは交通運輸の問題、いろ
いろな社会的な条件を考へて、そしてこれで行く
というような方針を立てて、これには大蔵当局が
同調をするようにしむけるということ以外にはど
うもなさそうに思われます。それで、産炭地振興
は一向どうもたいした期待が持てないのではない
かといわれたが、最近是非常に、もちろん立地条件
のいいところでありますが、こういう場所に着目
して、そして新しい産業を建設しようという
経済人が出てきたということはたいへんけっこう
なものであります。もう一歩も二歩も進めて、い
まのあのようでもものになりそうもないという
ようなところを、くふうをこらして何とかやると
いうことにすべきであります。私は産炭地の状
況をよくつまびらかにいたしておりましたが、ず
いぶんひどい山の中にはさまたげような町でも、
ちよつとした道路で、林道とか、あるいはト
ンネルを掘って、そして交通の便をよくすること
によって、まづ生き返ってくるようなところ
があるのです。だから、まあくふうすれば何でも
できると言うのは少し言い過ぎですが、もう少し
世間の識者を動員して、もっと考へることによつ
て結論を見出すべきではないか、さように考へて
おります。

余地があり期待をされても、当該市町村が多く
炭鉱を閉山させたというような場合には力がな
い。そういう場合には、いま道路の話がありまし
たけれども、公共事業をやるものとして補助金が
つかないというのです。そこに問題があるんじや
ないか、こう言っているんですよ。要するに力が
ぐつとなくなつたらもうお手上げだ、こういう制
度になつてゐる。それは新産都市や工特地域とは
違ふのに同じような制度になつておるところに問
題があるんだというところなんです。ですから、こ
れはひとつ、大臣以外なかなか解決する人がない
のですよ。われわれ、大蔵省あるいは自治省を呼
んでやつておるけれども、なかなかこれは解決し
ない。口をすつぱくして言うけれども、わかつてお
るだらうけれども、その政策を改めようとしな
い。ですから、この点をひとつ大臣、ぜひ御努力願
いと思つたのですが、もう一度御答弁願ひたい。

○椎名国務大臣 ひとつは無力で、ひとつは有力
か、私は必ずしもあなたの判断には従ひかねるの
であります。あなた方が声を大にして大蔵当局
に詰め寄れば相当なところまでいくのじやない
か。われわれが言うより……(笑聲)

○多賀谷委員 どうも、こういう制度になつてい
るんですよ。要するに一定限度以上の公共事
業をした場合には補助率を多くしますよ、こうい
う制度になつてゐるんです。ところが、産炭地
域の最も疲弊したところはその一定限度までい
かないのですよ、力がなから。そういうものにつ
いては補助率は高くしないという、こういう制度
は間違つておるのではないかと、こう言つてゐる。で
すから、同じ産炭地域といつてもある程度以上の
力をまだ持つてゐる、保有してゐる市町村は生き
返る方法が何とかできるけれども、もうどん底に
おちついた市町村はその再建することすらできな
いという制度になつてゐる。それは実は新産都市
等の例によつたからさういうことになつておる
ということを言つておるのです。ですから、これは
あなた、行政の最高責任者でしよう。ですから、
ひとつ大臣から御努力を願ひたい。

○椎名国務大臣 いま御指摘のような点を何とか
して制度上解決するように大蔵省に向かつて努力
を進めておりますが、まだ十分な実りがないので
ございします。今後ますますこれを続けてまいりつ
もりです。

○石野委員 ちよつと関連。いまの点ですが、大
蔵省に交渉してゐるけれどもうまくいかない、こ
ういふことの前にはやはり政府の方針がなければな
らぬじやないか、こう思ふのです。ただやはり金
の使い方というだけじゃなくて、政府の方針が変
えられないと、地元が力になければそれに相当す
る補助を出さないと、この方針がある以上
は、地元が疲弊してしまふ、大蔵省が幾ら出そ
うといつてもこれは出せないのです。ですから
大臣が努力をせなくちゃならないのは、大蔵省に
金の出し方をどうせよ、こうせよということじや
なくて、政府の補助をするという、あるいは育成
するという方針を変えることが大事なんだろうと
思ふのです。そういう点で、大臣がただ大蔵大臣
にものを言うだけではなくて、佐藤内閣自身の一
つの考え方を、特に産炭地域振興については改め
ないといふと、やはり画竜点睛を欠くということ
になつてくる、こういうふうに考へられる。その
ことを多賀谷君も聞いてゐるのだと思ふのです
が、もう一度さういふ点について大臣がどうい
う所信を持つておるかをひとつ聞かしておいてもら
いたい。

○椎名国務大臣 産炭地振興がやや、全面的じや
ない、少しまだまだ目を広げて考へていかなけれ
ばならぬような問題があるようでありまして、そ
ういふ点に着目してこの制度の改正を迫つており
ますけれども、なかなかそれに乗つてこない。今
後もその点は進めるつもりです。いきなり金を出
せ、こういうことを言つたらそれはもうすぐ逃げ
る。しかし金がかかりさうだといふ政策を持ちか
けると、やはり非常に敏感ですからまた逃げる。
どうもまことに困つたものでございしますが、で
すから、まあ私の選挙区や何かではさういふ山に囲
まれたような山村がありました、峰越し林道と
いうやつがあるのです。峰まで木を出すために
林道をつくる。しかしそれだけじゃいかぬ。峰を
越してまた向こうのほうに突き抜けるという、そ
れを二回ほどやつて成功したことがあるのです
が、これは小さな話でございしますが、何かやはり
もう少しその土地に即したくふうというものには私
は決してあきらめるべきじやない、こう考へてお
ります。いずれまたときを得て産炭地のひとつつ視
察をして見せていただく機会がありましたら十分
に見学をしたいと思います。

○石野委員 もう一つだけ、大臣、それでいま大
臣は、ときを得てなるべく近いうちに視察をし
て、具体的な問題に対処する考へ方を持つておる
ということをお聞かせ願ひたい、それはけっこうで
す。そこで特にわれわれが大臣に希望したいこと
は、それは地元で一つの産炭地に対するいろいろ
な施策の要求を中央に対して持つておられます。し
かし先ほどやや多賀谷君からも言われたよう
に、地元が力がないために、願ひは持つておるけ
れども具体化しないという実情にある。大蔵省は
やはり規定によつてさういふふうな処理してしま
う。このとき通産省のほうから一言申すべきだ。一
言横から意見を出して、大臣が一つの型式によつ
て決定してしまふものを、これは違ふんだぞとい
うことで、政府の政策が基本的に変わらないう
で、さういふ具体的な政策面での工作をする、こ
れが生きた政治だろうと私は思ふのです。さうい
う政治を大臣がやらなければ、金は生きてこな
いと思ふのです。事業団の資金が幾らあつたつてこ
れは生きてこない。さういふことについて大臣が
特別の指示を行ない、また具体的に政策を施行す
るといふ考へ方、さういふものをこの際明確にし
ていただくことが必要だと思ひますので、もう一
度、大臣にその点についての考へ方を伺ひたい
します。

○椎名国務大臣 現地をよく見た上でないと、め
くらめつぱうにただ抽象論を振り回したつて当た
るか当たらないか、まことに不安でございします。

ひとつ産炭地の掘炭専務理事にもよく聞きまして、この問題を打開するようにつとめたいと考えます。

○石野委員 大臣、これは日韓条約の審議をしているときの答弁のようなふうになされては困ると思うのです。めくらめつぼうにどうだこうだという問題ではないでしょう。大臣は自分自身が一〇二にきのうかおととい出たおたてしやう、産炭地の問題で、あなた、出ておたてしやないか。出て、めくらめつぼうなんというのをいまま言っておるんだしたら、全く無責任といわなければならぬ。それはだめですよ。調べるも調べないもないのだ。ちゃんと問題はあなたのとこに來ているのだ。あなたが見ないだけだ。見ないでただいさいにその場に出ているだけだ。それではないので、現実には問題は山積しているし、たくさんあるんだから、それを処理することを考えなければいけません。いまから調査するところではないですよ。もし調査しなければならぬような大臣の考え方だったら、これは徹夜でもして、調査しに行かれるなり資料を見ていただくことが大事だ。大事なことは、やはり起きている問題を処理していただくことなんです。どうぞ大臣も、調査ではなくて、出ている問題を処理するという方針を明確にしてほしい。どうなんですか、大臣、まだめくらめつぼう云々ということをやっているのですか。

○権名国務大臣 現実の問題がすでに提起をされておるならば、これは私まだ存じませんから、それをよく勉強いたしまして、打開の方法を考えたいと思います。

○多賀谷委員 ですから大臣、連休もあることで、ひとつこの国会中に産炭地の悲惨な状態を視察なされたらどうですか。この国会中になされないと、次には石炭プロパーの問題がかかる。ところが石炭プロパーの問題は、先ほどから鉱害問題、産炭地の話をしておるのですが、やはりこれを十分把握しておかないと、石炭プロパーの問題が十分な政策ができないと思うのですが、そのお

約束ができますか。

○権名国務大臣 よく考えておきます。

○多賀谷委員 次に事務当局にお尋ねしますが、地方公共団体に対する補助ですね。この規定、すなわち産炭地域振興臨時措置法の十條、十一條、これらの規定を改正する意思があるかどうか。

○中川(理)政府委員 目下いろいろと検討しております。かつ四十三年度予算の予算折衝のときには、先ほど多賀谷先生おっしゃいましたような財政力上補助を受けたいという弊害を是正するための具体的な通産省案もつくりまして、大蔵と話をしたのでございますが、先ほど大臣からお答えしましたとおり、まだその成果を得ていないわけでございます。引き続きこの問題は、大蔵省当局と話し合いを進めておる状況でございます。

○多賀谷委員 どうも局長、大臣に対する補佐が足らぬようですね。あれは教えてもわからないのか、教えないのか、やっぱりもう少し大臣に的確に問題点だけ教えておかないと、こちら質問をする意欲を失いますよ、ああいう答弁をされたら、ですからぜひ努力をしてみたい。

次に、われわれは離職対策として、むしろいままでは他地区への移住促進をかなりやってきたわけですが、しかし現実にはかなり成果をあげた面もありまされども、いろいろな事情でやはり地域を去ることができないという事情の方々も相当多い。ことに炭鉱のあとにおける住宅の問題、これは各地においていろいろ紛争が起きたりしておる。現実はずでにその住宅というのは、このままに放置するとスラム街になる可能性もある、こういう状態です。でありますから、これについてはひとつ政府としてはどういうようにお考えであるのか。これは必ずしも石炭局長だけの権限ではありまされども、石炭局長としてはどういうように考えておるか。さらにひとつ建設省としてはこれらの住宅についてどういうようにお考えであるか。あわせて両局から答弁を願いたい。

○中川(理)政府委員 いわゆる炭住につきましても、現在炭鉱労働に従事している人たちが利用し

ている炭住問題と、もう一つはその炭鉱が閉山等によりまして旧住宅を市町村等に移管いたしまして、住宅として使われているものと二つあるのをごいいます。先生の御質問はおそらく後者のほうであろうと思います。これらがかなり、維持費用等の関係もありましかうか、あるいは地方公共団体の能力の問題もございまいしうか、維持補修の面で十分なものがない、非常にスラム化した状況になっているものが多いようございいます。産炭地振興という角度で考えます限り、炭鉱に従事されていた方々を地元雇用をしていくという上からいいますと、石炭産業の従事者でなくなったあとにつきましても、そういう方々の住宅その他については、当然にやはり一種の離職者問題あるいは産炭地域振興問題として考えていかなければならぬのをごいいます。一番悲惨なケースは、やはりそれらの住宅を何がしかの形で地方公共団体の手で改造をしていただいて、これには建設省等の御協力もいただき、補助等も考えなければいかぬのだらうと思ひます。私どもの承知しておるところでも、不良住宅の改良の制度というやうなものもありますから、そういうものを活用する方向でお願いをいたしたいと思っておりますが、中に一番悪い状態では、きれいな住宅にした場合に入居者が直ちに一定の家賃その他を払えないというやうな状況におられる方、これは生活保護を受けられていたとかいろいろな方もいらっしゃるやうで、事柄はなかなか単純ではないように承知しております。それから場所的に考えましても、新しい住宅建設のときに、旧炭住地以外のところに場所を求めるといふことになりまします、やはり地価の関係等から見ましていい住宅ができません。もうひとつ人たちの入居条件と申します状況もあるやうでございまして、何よりもやはり私どもとしては適当な所得をあげられるやうに産炭地関連の一連の施策の中で雇用というものを考えていって、あと住宅等につきましても建設省に私どものほうからお願いをいたしたいと考えておる

次第でございいます。

○上野説明員 現在住宅地区改良法という法律によりまして都市のスラムのクリアランスを中心にして仕事をやっておりますけれども、ただいま御指摘のように、炭住につきましてもスラム化する、あるいはスラムになっている例もございいますから、これらの法律の適用を考えまして炭住のスラム・クリアランスをやつていきたい、かやうに考えております。

○多賀谷委員 従来の政策は、どちらかといえば他地域に転出さすということが非常に重点であつた。しかし、もうある期間が過ぎましたし、それから若干将来の雇用情勢を考えると、ある一定の離職者を滞在をさすことがまた国の政策でもある、こういう面もあらわれてきたと思ふ。そこで、いま家賃等の問題もございまいしうことにもなるので、すけれども、やはり炭鉱が閉山をする、不良住宅の改良を計画的に行なえば、私はそういう問題は比較的起らないのじゃないか、こういうやうに考えるわけですね。それから、私はいまの離職対策の移住制度というものを廃止せよと言ふのじゃない。また、両々相まってやらなければならぬ面もあるけれども、現実における労働者の労働力を確保する意味においても、いまのままではどうにもならないのじゃないか、こういうやうに思ふのです。

そこで具体的に、この補助率は大体三分の二程度でありますけれども、これは大体炭住向けといつたら問題はありますけれども、いま建設省のほうで炭住あとの改良をどの程度考えられておるか、さらにそれに対する地方債を自治省のほうはどの程度見ることになりましかうか、これらをあわせて御答弁願いたい。

○上野説明員 まず第一に、公営住宅の炭鉱離職者向けというワケがございまして、これは実は炭鉱そのもののある町じゃございまして、もつと都市のほうでございまして、炭鉱地そのものにつきましても計画的建てかえという線はもちろんござ

いますが、ところがたいへん残念ながら、現在まではなかなか住宅の長期計画に乗ってこない点が実はあったと思いますので、この一年ぐらいい前からだいぶそういう話が出ておりますので、住宅の長期計画の中の一環といたしましても対処しなければならぬと考えております。

なお、補助率はいまは三分の二でございますが、家賃がおおむね三、四千元ぐらいいなると思っています。

○山本説明員 たいま建設省からお話がございます住宅地区改良法に基づきます住宅地区改良事業、これにつきましては地元負担が三分の一になります、この八五割を起債で見ることになったしております。なおどれくらいの数になるかというお尋ねもございましたが、炭住地域だけのためのワケをあらかじめ設定するのじゃございませんで、全国的に四十三年度でいいますと五千五百戸程度を考えておりますが、その中から炭住地域にも出ていく、こういうふうになっております。

○多賀谷委員 石炭局長、産炭地域振興臨時措置法の十一條の対象工事の中に、いまお話しになった住宅地区改良法に基づく改良の費用というのは入るのか入らないのか、また改正の要があるのかないのか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○真野説明員 お答えいたします。現在の産炭地域振興臨時措置法十一條の補助の対象事業とはなっておりません。

○多賀谷委員 ですからこれをひとつ制度として考えられたらどうかと思うんですね。一般的な制度は先ほどお話しになりました。今後は関係市町村はそういう方向に向かっていくだろうと思うので、それから建設省にも自治省にもお願いに行かなければならぬでしょうけれども、財政措置にまた他の地域と違う面がある。そこで先ほどから申し上げましたように、ほかの地域と違うのだという点を御考慮になって、住宅地区改良法の中で補助率を変えろということばむずかしい問題ですから、これは産炭地振興のほうで別にカバーする方法をとってやったらどうか。そうすると十一條の対象

事業というものを先ほど申しました不利用住宅の改良にも対象にするようにしたらどうか、こういうふうに考えておられるわけです。局長どうですか。

○中川(理)政府委員 私もいままで考えていなかったことではございますが、ただいまの御意見、趣旨から見ても非常に適切な御意見だと思っております、御趣旨に沿った線でご検討してみたいと思っております。

○多賀谷委員 時間もありませんから、最後に一点だけ鉱害復旧に関して聞きたいと思っております、実は先ほどから私が無資力と有資力の区別を云々してまいりましたけれども、今度復旧事業団に、いままでもそうでありましたけれども、今後無資力業者の負担金と有資力業者の負担金の、この負担金の無資力の鉱害家屋の、本来ならば無資力業者負担の分が相当含まれて使われておる。これは当該負担金を持つ無資力業者としては、他人のものに金を出しておるという形になってきておる。これが一体どういう実情であるのか。そこで私は言う、現在制度はすでにブルル的になっておるのではない。無資力の鉱害の他人の無資力業者の分を、家屋においては有資力の無資力業者が現実に負担しておるではないか、制度がそこまで進んでいるんですよと局長に言いたい。ですからその問題についてどういうふうにお考えであるのか、あわせて、もう制度はブルル的に進んでおるのだということをお聞きしたいと思っております。

○中川(理)政府委員 賦課金の中から無資力の家屋の復旧工事をしておるといのは、先生も御承知のように制度的な解決がなかなかはかられなかった結果の苦肉の策でございます。これは御承知のとおりでございますが、しかし現実にはそういうことをやっておるということから見ると、この分については実際上ブルル的なものも出ておるのではないかと、こういう御意見だと思っております。それはその限りにおきましては私もさうだと認めざるを得ないわけでございますが、その趣旨の賦課金は事務経費の分担ということ、無資力の家屋の復旧工事というのは苦肉の策

から出たものでございます。その辺の立て方の問題と実態がどうなっておるかということのからみの問題だと思っておりますが、御承知のように鉱害の制度は非常にがっかりした大きな法律体系になっておりますから、おそろく先ほどの御意見のように根本からやり直すということになります、やっかいな議論を招くかと思っております。部分的に何かやるといふようなことではおそろくがっかりした体系でありますだけになかなかやりにくい、現実はいまおっしゃいましたように、ある程度部分的な運用も行なわれておることでございますが、どの時点で、どういう形で取り上げたいかというところを、正直申し上げて苦慮しておるというので実情でございます。御意見もひとつ参考にいたしました今後検討をいたしたいと思っております。

○多賀谷委員 いまの他の無資力業者が無資力業者の家屋の無資力業者を負担しているという分については、とりあえず国が出しておる鉱害復旧事業団の事務費で落とすかどうか。どうもその家屋の無資力の分だけ他は無資力業者から取って出すというの苦肉の策とはいへ、制度として実におかしいのです。それから、だんだんと無資力業者がふえていくわけでしょう。ですからもうそれではとてもまかないきれないくらいになっておるのですから、国が直接家屋の無資力業者の負担分が出せないとするならば、せつかくできた制度が――新しく発足しようという復旧事業団の事務費で出したらどうですか。

○藤谷説明員 若干事務的なことになりましたので、その点を御説明申し上げます、いま無資力業者が事業団に納付しております賦課金は事務経費と準備金と家屋自体の費用というものに充てられるわけでございますけれども、それが現実には鉱害復旧事業量が非常にふえておりますのでございしますから、事務費もそれだけにふえておるわけでございます。したがって、家屋自体のほうに充てますと事務費の分がそれだけ減っていくということになりますので、実際問題としましてはどの

部分がどこに充てられているかというよう説明は必ずしも十分にはつけない、したがって、一方におきまして御承知のように補助制度についてのもうひとつ、それから実際の賦課金にどの辺にきめるかという事業団運営にあたってどの程度の賦課金をきめたら事業団運営がぐあいがよるのかというところの兼ね合いになると思っております。それから一方、事業団に対しては国から事務費なんかは補助金が出ておりますので、補助金との見合いで、それぞれの兼ね合い論というところになるのが実態でございます。したがって、そこで妥当な姿が出ておれば実情としてはよろしいのじゃないか。ただ、いまおっしゃいますように、基本的な無資力復旧制度について、たまたま議論をどうするかという問題になります、これはにわかに申し上げかねる問題があるうと思っております。事務的にはさきように考えております。

○多賀谷委員 そうすると、将来の問題としてはとりあえず賦課率を若干でも下げてやるわけですか。

○藤谷説明員 場合によってはそのような検討もあろうかと思っております。

○多賀谷委員 けっこうです。

○中村(重)委員 保安局長に重大事故の発生状況についてお尋ねしたいと思っております。坑内火災だとか、あるいはガス爆発といったような重大災害というのは新聞等にも報道され、また保安局のほうからそうした事故報告を当委員会にされるのでわかるのだけれども、一人であるとか二人であるとかいうような死亡事故等が発生した際、そうした報告もない、また新聞等の報道もないものも全国紙には報道されないというところでわからない。そうした死亡事故というものが最近どういう状態にあるのか。実は、昨夜長崎県西彼杵郡の高島炭鉱で転石、石が飛んで来て死亡する、という、異常な死亡事故が発生をしておる。どうしてそうした転石によって死亡するといったような事故が

起こったのか、全く安心して仕事などできないということになるのです。だから御調査になつていらっしゃるのかどうか、その点を伺いたいことと、当初申し上げた最近のそうした死亡事故等の発生状況はどうか伺いたい。

○西家政府委員 最近におきます炭鉱の死亡事故でございますが、これは確かに先生御指摘のように一度に多数の死亡者が出ました場合あるいは一人だけで済んだ場合、これは死亡については全く変わりがございますので、われわれとしてはしましては、極力死亡者を出した限りは現地の監督局から必ず現地を調査させておるような次第でございます。最近の死亡状況を見た場合、やはり同時に多数の死亡者を出しますガス爆発あるいは自然発火、こういったような災害による死亡者と、ほぼ同数あるいはそれ以上の死亡者がいわゆる頻発、落盤、飛び石によって、一名ないし二名程度、事故によって死亡するものでございますが、こういう頻発災害で、ほぼ同数の死亡者が年間では出ておるような次第でございます。

ことしになりましての死亡者の数は、一月に北海道におきまして美唄炭鉱で一挙に十六名というとうとい犠牲者を出しておるのでございますが、そのために当初は昨年より死亡者の数が多かったわけでございます。三月末をもちましてこれを挽回いたしました。昨年はたまたま死亡者の数は少なかつたのでございますが、昨年と全く同じ数にまで挽回をいたしております。なお三月までにやはり数十名の死亡者を出しておるような次第でございます。今回の、昨夜の事故につきましては、ただいま現地のほうと電話連絡をいたしておる最中でございます。詳しいことはわかっていないのでございます。いわゆる重要災害ということ、同時に五名以上の死亡者が出る、罹災者が出る、こういったものにつきましては、即刻電話報告があるのですが、死亡者一名ないし二名につきましては、若干報告がつかれて、現地の調査が終りましたから報告が来る、こういうようなしかりしておるような次第でございます。

○中村(重)委員 一人であらうとも、二人であらうとも、人の生命が奪われるということは重大な事故なんです。それと盤が弱ければ転石ということが多くなつてくるわけなんだから、そういう場合は特別の注意が払われなければならぬと思うのです。だから重大災害で、一時に何十人というような死亡者が出る事故が発生した場合は、保安当局としても十分注意を払うことになるのだけれども、一人、二人は炭鉱では当然のことだといふような、全く人命軽視、保安軽視の風潮というものがあつて私には思ふ。そういうことが次から次に起こつてくるということになると浮き足立つておるところの炭鉱に労働者を引きとめるということはできない。だから高島の事故にいたしましても、ゆうべ六時半にそうした死亡事故が発生をしておるのだし、とうとい人命が奪われたんだから直ちに昨夜のうちにあなたのように報告がくるというくらい注意が払われておらなければならぬと思う。だから至急に調査されてもう少し生命を尊重する——そうした転石等に対しては、非常に注意を払っていくということにしてみたらわなければならぬと思う。ひとつあなたの考え方を伺つて、質問はあとであらためていたすことにいたします。

○西家政府委員 死亡者につきましては、先生御指摘のとおり、一名でも何名でもこれは全く同等に扱う重要な事故だと考えておる次第でございます。ただ、現在の役所の報告様式といたしましては、事務能力等もございまして、保安局にくるの若干おくれますけれども、現地におきましては、これは全く同じウエートで監督をするようにされておるわけでございます。むしろ大災害による死亡者の全体の数よりも、頻発災害による全体の死亡者の数のほうが年間を通じますと多い、こういうことでございまして、今年からはそういう頻発災害も、災害の芽をなくそう、こういうことで、今年度の監督方針にも一番に掲げまして、この点監督いたしておるような次第でございます。先生、御趣旨に沿ひましてますます監督を厳

重にしてまいりたい、かように考える次第でございます。

○堂森委員長 次回は来たる二十三日、火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十三分散会

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局